

# 公立大学法人公立小松大学教育研究審議会規則

平成30年4月1日

規則第5号

## (趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人公立小松大学定款（以下「定款」という。）第22条第1項に規定する教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

## (組織)

第2条 教育研究審議会は、定款第22条第2項に規定する者をもって構成する。

2 定款第22条第2項第4号で規定する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 保健医療学部臨床工学科長
- (2) 附属図書館長

## (審議事項)

第3条 教育研究審議会は、定款第25条に掲げる事項のほか、学長が必要と認める事項を審議する。

2 教育研究審議会は、審議において必要と認める場合は、経営審議会又は教授会の意見を聴くことができる。

## (招集等)

第4条 教育研究審議会は、定款第23条の規定に基づき、学長が招集する。

2 教育研究審議会は、月1回の開催を常例とする。

3 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合は、臨時に教育研究審議会を開催することができる。

4 学長は、定款第23条第2項の規定に基づき、教育研究審議会の委員（学長を除く）の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があった場合には、教育研究審議会を招集しなければならない。

5 学長は、教育研究審議会を招集しようとするときは、教育研究審議会の日時、場所及び付議すべき事項を定め、委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

6 学長が必要と認める場合には、書面により審議をすることができる。

## (議長)

第5条 定款第24条第1項の規定に基づき、教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長に事故があるときは、そのあらかじめ指定する委員が、議長の職務を代理する。

3 議長が議題となっている事項に直接の利害関係を有するときは、その事項の審議について、前項が規定する議長に事故があるときに準じ、そのあらかじめ指定する委員

が、議長の職務を代理する。

(議事)

第6条 定款第24条第2項の規定に基づき、議長は、教育研究審議会を主宰する。

2 定款第24条第3項の規定に基づき、教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 定款第24条第4項の規定に基づき、教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 定款第24条第4項中「出席者の過半数」とあるのは、審議しようとする事項に直接の利害関係を有する委員を除く出席者の過半数とする。

(書面による出席)

第7条 やむを得ない事情により教育研究審議会に出席できない委員は、他の委員を代理人として表決を委任することができる。ただし、代理人となるものは、2人以上の委員の代理人となることはできない。

2 前項の場合における第6条第2項の規定の適用については、出席委員を代理人とした委員は、出席者とみなす。

(委員以外の者の出席)

第8条 学長が必要と認める場合には、委員以外の者を教育研究審議会に出席させ、意見を聴くことができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(会議の非公開)

第9条 教育研究審議会は非公開とする。ただし、議長が認めるときは、職員は傍聴することができる。

(書面による審議における議事)

第10条 第4条第6項に規定する書面による審議においては、委員の過半数の同意をもって議事を決するものとする。

2 第6条第4項の規定は、書面による審議について準用する。この場合において、同条第4項中「直接の利害関係を有する委員を除く出席者の過半数」とあるのは、「直接の利害関係を有する委員を除く委員の過半数」と読み替えるものとする。

(議事録)

第11条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第12条 教育研究審議会の事務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、教育研究審議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。